特定商取引法に基づく表記

昭和リース中古車プラン

販売事業者

商号	株式会社 IDOM CaaS Technology
本社	東京都渋谷区神南一丁目 19番4号
電話番号	0120-355-018
	受付時間:10:00~20:00(年末年始など特別休暇を除き、年中無休)
代表者	代表取締役 山畑直樹
事業内容	CaaS 事業(カーリース事業、レンタカー事業、カーシェアリング事業)
コーポレートサイト	https://idomcaastechnology.co.jp/

特定商取引法に基づく表記

▼事業者名称

昭和リース株式会社

▼事業者住所

〒103-8318 東京都中央区日本橋室町二丁目 4番3号 日本橋室町野村ビル

▼業務責任者

山口 康治

▼電話番号

050-3354-7783

▼役務及び商品の価格

商品・車種ごとにホームページに記載しております。

自動車のお引渡しにかかる費用(納車費用)はリース料に含まれています。

▼支払時期・支払方法

リース契約開始月(=ご契約の自動車の登録月)の翌月又は翌々月に第1回目・第2回目のリース料を同時にお支払いいただきます。なお、リース料は回収代行会社を通して口座引き落としによりお支払いいただきます。

▼役務及び商品の提供時期・方法

昭和リース株式会社はオートリース契約締結後、自動車販売会社に自動車を発注致します。

自動車の納車時期については、自動車販売会社からご連絡します。ここで確定する期日を自動車の引渡日とします。

自動車登録手続きが完了後、すみやかに自動車販売会社が原則として『オートリース契約書』記載のお客様のご自宅住所又はお客様のご指定場所に納車します。

自動車の名義変更手続きの為に必要な「お客様の名義変更書類の準備状況」により、お引渡が変更になることがあります。

▼解約または契約条件の変更

オートリース契約は解約・契約条件の変更はできません。

▼商品の種類、品質、数量等に関して契約に適合しないもの(以下「品質等の不適合」)があった場合 自動車に品質等の不適合があった場合は、引渡し(納車された日)後、株式会社 IDOM CaaS Technology にその旨を通知して下さい。

自動車の保証書に従い、自動車の製造業者または販売者から品質等の不適合責任の履行を受けていただきます。

但し、品質等の不適合責任に関する規定の適用期間は、リース期間開始日から 1 年間とします。

▼危険負担

引渡し日から自動車の返還までに生じた自動車の滅失、毀損等のすべての危険は、お客様の負担となります。

▼盗難・全損の場合にお客様が負担すべき費用

盗難や全損事故があった場合は、未払いリース料と支払期日未到来のリース料の合計額に昭和リース株式会社所定のリース期間満了時の自動車の残存価格、自動車の登録抹消費用を合計し未発生費用を控除した金額を昭和リース株式会社にお支払いいただき、リース契約は終了となります。

▼残存価格の精算

オートリース契約で、『オートリース契約書』に残存価格の記載がある場合は、リース期間満了後、返還いただいた自動車の返還時における公正な機関の評価に基づく評価額からそれに要した費用を控除した金額と残存価格の差額を精算させていただきます。

以上

2024年7月31日 制定 2025年7月28日 改訂